

●香川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人山崎泰志との協議が調ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾恭一
同 都築信行

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
白川 尊大	高松市亀岡町19番8号	令和3年6月1日から 令和4年3月31日まで
住野 竜生	高松市林町2514番地5 ラナマラキA205	
森本 洋右	高松市栗林町2丁目3番1-902号ダイアパレス栗林第2	
山崎 陽子	高松市昭和町2丁目5番3-101号J. CREST 高松昭和町	